

令和2年度第2回倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和3年1月26日（火） 14時00分～16時00分

場 所：倉敷市消防局4階 講堂

出席者：委員16人

藤原会長、網中副会長、井上副会長

有吉委員、伊東委員、井上委員、大屋委員、亀田委員、川東委員、
田中委員、中村委員、西田委員、根岸委員、百本委員、村上委員、
室山委員、

事務局12人

傍聴人0人

欠席者：薮田委員

1 開会・あいさつ

（会長）会長の藤原でございます。本日は雨の中、会場にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまで議論してきました廃棄物処理基本計画の改定について、最終案をまとめるという予定になっています。また、その後で事業系ごみの手数料改定について、皆様の忌憚ないご意見をいただこうと考えております。ということで、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

（1）倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定（最終案）について

事務局から説明した。

（会長）はい、ありがとうございました。施策の体系というのを最初に示されて、いろんな実施施策があつて、そのうちの幾つかについて重要なものを説明していただいたということです。それから、概要版というのを作成しますということでございました。ただいまの事務局のご説明に対して、質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

—意見・質疑—

(委員) 資料の16ページのところを拝見しました。2番の事業ごみの削減の主な取組のアのところで、事業ごみ処理手数料の適正化ということですが、ランニングコストなどの上昇ということですが、このランニングコストというのは、同じ重量比超過でしょうか、それとも維持されていることでしょうか。

(事務局) ランニングコストですが、事業ごみの手数料を考えると、施設の運営にかかる運営費というのを計算しますが、その際の運転のための委託料ですとか、その中に人件費ですとか、いろんな設備の修繕費等も入っていますので、運営していくためのコストが年々上昇しているという状況でございます。

(委員) では、もう一つお願いします。ごみの量が増加していることが影響していますか。それとも、同じ重さでも上昇になりますか。

(事務局) 同じ重さでも、かかるコストというのは一定分かかってきます。それともう一つは、ごみの量に応じて、当然、燃料も増えてきますので、そういった意味でランニングコストが増える、両方の面があって経費とプラスでごみが増える分の影響というのも多少あると考えております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 本日の議事の(3) 事業ごみ手数料改定というのがございます。そのときにまた、ランニングコストの話も聞いていただけたらと思います。非常に関係する話でございます。

(委員) 10ページのところで、搬入の事業所ごみの中に資源ごみが混入している場合があるということで、段ボールの仮置場、仮ボックスを設置されているということなんですが、最近、現場の声を聞きますと、燃えるごみと一緒にシュレッダーごみが多く入っているということなんです。そういったシュレッダー専用の置場というのは検討されているんでしょうか。

(事務局) 現時点では、シュレッダーごみの置場というのは検討しておりません。その理由は、段ボールというのは性状が一定で保管する場合

にも飛散するとかという可能性がありませんので、まずは事務局としては、こういった段ボールから資源化意識を徹底していくということで設置した経緯があります。したがって、シュレッダーごみにつきましては、今はもう資源化できる技術が整っていますので、搬入物検査で発見した場合には資源化のほうに回してくださいというのは、口頭で逐一指導しているところです。

(委員) 今のシュレッダーごみの話に関連してなんですが、ごみ収集、私たちはそういった業者の組合なんですが、シュレッダーごみというのが少量ずつ事業所で出ておりまして、そちらを助手席とかそういったところに載せてごみの回収を行っているという状況です。段ボールも同じような形なんですが、ごみ収集車というのは1種類のごみしか入れないんで、そういったことをせざるを得ないんですけれども、もし段ボール置場の近くに、透明のビニール袋に入れたシュレッダーごみを置かせていただけるということになったら、安全運転のほうにも寄与するのかなと思いますので、ぜひともご検討いただければありがたいと思います。

(会長) 今後、検討をしていただけたらと思います。実際に置場を作ったときに、そのシュレッダーごみを業者さんに引き取ってもらわないといけませんよね。問題となるのは置き場所のことですかね。業者さんはすぐに見つかるんですか。

(事務局) そうですね。清掃工場はスペースが限られていますので、こういう金属のゲージを置くのにスペースがあるかどうかを確認させていただいて、内部で設置できるかどうか、検討していきたいと思います。

(委員) 先ほど、シュレッダーごみの再生する技術ができてるというお話がありましたが、今までシュレッダーごみは再生できないという認識がありましたが、再生してどういうものに使われるとか、どういうふうになってるかというのを教えていただけたらと思います。

それと、もう一点、検査をして、不適正な業者さんには指導とか啓発をされてるという取組が書いてありますが、これやったときの

業者さんの反応というのはどのようなものなのか。要するに、ちゃんと指導に従っているのかとか、意外と文句を言うとか反発とか、そういうことがあるのかどうかというのを知りたいと思います。

(事務局) 紙のリサイクル、シュレッダーのリサイクルにつきましては、私も以前はこういうのは再生が難しいと聞いてたんですが、最近は通常の雑紙と同じように、製紙原料として使えるというのを聞いてますので、もう一度紙になったり新聞紙になったり、段ボールの素材になったりということでリサイクルが可能と聞いております。

搬入物検査をしたときの工場でのドライバーさんの対応ですが、指摘する内容にもよりますが、一応、例えばパッカー車からびんが1つあったとか、缶が2、3個入ってたというだけでも、基本的にはドライバーさんに声をかけて事情を聞くようにしています。そのときに、ドライバーさんは実際のことを言ってくれますが、例えば排出元で、もう袋の中に入っていたので、限られた時間の中で、多少見えていたけれども、回収してしまいましたという反応ですとか、全くそこは気づきませんでしたという方もおられます。どちらの方に対しても、びんや缶というのは産業廃棄物になりますし、資源化できるものになりますので、できるだけ確認して資源のほうに回してくださいというのを伝えているというのが現状です。反抗するとか、明らかに嘘をつくとかいうようなことは、あまりありません。

(会長) 検査で、不適物が資源化物に入っていたときに、それを排出者のほうに出さないようにとか、分別を徹底するようにということを本来伝える必要があると思いますが、運搬の事業者さんに、こういう注意をしてもらうことで、排出者のほうに十分伝わるものなんではないか。

(事務局) 先ほど説明した資料なんですけど、資料1の9ページのところにそれを書いていますけど、搬入物検査で実際に不適正なものを発見した場合、ドライバーさんから聞き取って排出元に行くというようなルートもあります。その場合、内容にもよりますが、びんや缶1つで

あれば、排出元を聞いてもあまり改善の余地が少ないんですが、例えば缶が1袋入っているとか、大量の発泡スチロールが入っているというような状況であれば、排出元はどこですかということを知って、聞き出せた場合には、そこに直接指導に行くということも十分あるということです。

(委員) 最後に、食品ロス削減対策の啓発というのがあったんですが、去年、食品ロス削減で国際交流センターの8階に会議に行きまして、岡山市は北長瀬に困っている家庭のための設備があると言われて、ハローズの社長の方も来られて、おかやまコープも協力されてるみたいです。私はおかやまコープに入ってますので。倉敷市にはそういう食品ロス削減のためにそういう設置場所というのはいつかできる可能性はあるのでしょうか。

(事務局) 行政として設置しているのではなくて、民間の取組として、実際、今広江のほうにフードバンクアリスという事業所がありますが、そちらのほうでそういう取組をされてるというのはあります。そこには、今おっしゃられたようなハローズさんとか、おかやまコープさんが協力をされて、そういう賞味期限が切れる直前のようなものをいろんなところへ配られたりしているというような、そういった取組をされてるのは知っております。それ以外でも、多分子ども食堂さんとか、全部を把握してるわけではないですが、そういう福祉部門とかそういう観点からの取組というのはいろんなところでされてるような話はあるかと思います。

(会長) 何か追加でありますでしょうか。

(委員) 倉敷市民に周知徹底してないと意味がないので、もうちょっと広報か何かでお知らせがあったらいいかなと思いますが、その努力をお願いしたいと思います。

(会長) 市民がどのように出せば、それを引き取ってくれるのかとか、フードロスにならないように、食品のまだ使えるものを、どこに連絡したら持って行ってくれるのかとか、どこに持ち込んだらいいのかという情報を、ぜひ広めていただきたいと思います。いかがでし

ようか。

(事務局) 先ほど説明をいたしましたように、食品ロス削減対策というのは走り出したばかりで、なかなか具体的な計画もまだできていないという状況で、全国的にもそのような状況であります。フードバンクということは、福祉援護課さんとの連携も取りながら、情報発信、どこにどうというのを、今後話合いの中でしっかりと検討していかないといけないというふうに認識しておりますので、まだ今の段階では、なかなか具体的には申し上げるのは難しいので、そのところはご理解いただけたらと思います。

(会長) ちょっとお聞きします。ごみ処理量の速報値を先ほどお示しいただきましたが、7ページに、事業ごみの排出量の推移というのがございます。先ほど、5%事業系のごみが、特に燃やせるごみが減ったという話でありました。5万1,000トンですが、これはあくまで12月までの途中経過ということと理解したらよろしいですね。1年間であれば、実績で7万トンというのが出ています。もしこのペースの5%減でいければ、6万7,000トンとか、それぐらいになってきて、かなり計画値に近づくなと見てて思いましたが、今回はコロナ禍ということで、事業系ごみがかなり減ったということですが、普段に戻って、ごみがまた増えてくるということもまた考えられます。そういう意味では、今回ごみが減ったということ、それぐらいが本当は望ましいんだということ、事業者様に理解してもらって、リバウンドが起こらないように、ぜひ努力していただきたいと思います。これまた、観光客が来たりして、お店に入る人が増えたら、今度は逆に増えてしまうということを非常に懸念しておりまして、何とかそういうことがないように、市のほうで指導していただけたらと思います。では、ほかになれば、質問と意見が大体終わったということにさせていただきます。

(2) 倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定の答申について

(会長) 続きまして、議事の(2)の倉敷市一般廃棄物処理基本計画改定

答申についてでございます。先ほどの計画最終案について、皆様方のこれまでの意見を集約しますと、大体5項目ぐらいにまとまるのではないかと考えています。それについて、まず集約するということ、こちらのほうで検討いたしましたのでそれをこの場でお示しして、皆様のご意見をいただきたいと思っております。そういう形でさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、これまでの最終案をまとめて、次のようにさせていただきたいというのが案でございますが、「記」と書いてあるその下ですね。

1番として、計画の内容を市民に理解いただくために、情報提供に努めること。これは、一般的に重要なことですので、特に今年に限ることではなくて、これまでも情報提供に努めるということを答申しております。

2番目に、本計画の施策、取り組みを実行するために、市民、事業者、そしてその他の関係者との協力・協働に努めることということです。これも、基本的な事項でございます。

3番目が、今回、改正した部分でございます。これまで循環の量、ごみを減らすということに、それを中心にやってたんですけど、循環の質に着目して、その発生源において、リデュースとか、そしてそれを有効にリユースするというふうな、そういうことを重視するというものでございます。

4番目は、上位計画に従って変更があった場合は見直しをすることでございます。

5番は、この事業ごみの減量化のために、従来の規制的手法に加えて、誘導的手法、これも取り入れていくというようなことをうたっております。

以上の5つに集約しておりますが、これについて、もしご意見がありましたら、この場でお聞きしたいと思います。

(委員) 全体としてはこれでいいかと思うんですけども、ちょっと気になるというか、5番目の誘導的手法の施策も積極的に導入していくこ

と書いてありますけれども、それが会長さんの説明の中で事業ごみの手数料の料金改定のお話が出たんですが、この表現だとそこまで分かりにくいので、少し踏み込んで、その文言をどこかに、柔らかくてもいいんですけども、盛り込んではいかがかと思います。

(会 長) 誘導的施策というところが、少し抽象的で、今検討しようとしている事業ごみの手数料の料金の見直しというような文言を中に入れてはどうかというご意見でございますが、皆様いかがでしょうか。料金の見直しだけが誘導的手法ではないので、そういう見直しを含めたという書き方になると思うんですが。いかがですか。よろしいですか。そうしましたら、5番目の最後の2行目の点の後に、これは事業ごみ手数料の料金の見直しを含めた誘導的手法の施策も積極的に導入していくこと、そのところはちょっと調整させていただくといったしまして、誘導的手法の施策についても積極的に導入していくことというような趣旨で、改定させていただきたいと思います。事務局よろしいですね。

(委 員) 今の件ですが、計画の最終案の中に事業ごみ手数料の料金の見直しに関しては内容が入っていますでしょうか。この答申は、最終案の答申ですよ。

(会 長) はい。そうですね。計画の最終案の要約というような形になります。

(委 員) そうすると、事業ごみ手数料の料金の見直しに関して、もし計画の最終案に入っていないのであれば、答申に載せられませんよね。

(会 長) これについては、先ほどの資料の16ページに、処理手数料の適正化というのが説明されておりましたが、これについては、本文の中に記載がありますでしょうか。

(事務局) 計画の最終案の本編でいうと94ページです。基本方針、ごみの排出抑制の推進といったところで、排出抑制の推進の施策の一覧の中に、下から3行目ですか、事業ごみ手数料の適正化ということで、ランニングコストなど云々ということで、このように説明をさせていただいております。この取組が重要であり、今後、この基本

計画の中でうたうということにおいては、今後やっていくという、検討していくということで、掲載しています。

(委員) それでしたら、よろしいかと思います。

(会長) 本来は、この事業ごみ手数料の料金の見直しの話をもっと前倒しにしたかったんですが、ちょっとコロナの関係もありまして、こういう体系の話を十分検討できなかったと。それで、少し逆転して、本日のこの答申の議論の後に行いますが、ただ事業ごみの減量化を強力に推し進めるためには、やはり手数料の料金の見直しを考えていかないといけないというように思いますし、後でも説明がありますけど、岡山市が手数料の料金の見直しをしていることから、それに合わせていく必要性が出てくるということ、これについても後で説明があると思いますが、それを答申の中にぜひ入れておきたいと。それが事業系ごみの減量化の切り札になる可能性もありますし、ぜひ入れていきたいという考えでございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見も尽きたところだと思いますので、同意をいただけたとし、審議会からの答申とさせていただきたいと思います。

この文書につきましては、修正が1か所ございましたので、その部分についてはこちらのほうで責任持って修正させていただきまして、後ほど、私のほうから市長へお渡しするということにさせていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。構いませんでしょうか。それでは、そのように対応させていただきます。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。今現在、2時50分ぐらいですね。したがって、3時ぐらいから再開したいと思います。よろしくお願いします。

(3) 事業ごみ手数料改定（事務局案）について

(会長) この審議につきましては、昨年2月に審議会を開催し、市から諮問をいただきました。まずは導入部分として、事業ごみとはどのようなものか、事業ごみ手数料の考え方、他市の事業ごみ手数料の状

況などの説明があり、事業ごみ手数料改定についての皆様の考えをお伺いいたしました。今後、審議を進めていく予定でありましたが、3月に入って、新型コロナウイルスの感染症が顕在化して、審議をやむなく中断せざるを得ない状況になりました。来年度4月には、岡山市が予定どおり事業系ごみの手数料改定を実施すると伺っておりますので、できるだけ早い段階で審議を再開しなければならないと考えており、このたび審議をいたすものでございます。導入が長くなりましたが、事務局から、手数料改定案の説明をお願いします。

事務局から事業ごみ手数料改定案を説明した。

―意見・質疑―

(委員) 先ほど、お話を伺いました受益者負担ということで、ちょうどスライドの12ページのところを見ていただくと、運営費とそれから建設費ということで積み上がっているわけですが、こちらの建設費のことですが、こちらのごみ処理場につきましては、事業ごみのみを扱う施設ということでしょうか。それとも家庭ごみも含めてということでしょうか。

(事務局) 施設としては、事業ごみ、家庭ごみ両方扱う施設になります。ごみの処理量で、事業ごみと家庭ごみの量が分かりますので、按分して事業ごみにかかる経費というのを出しているということです。

(委員) ということは、ここの建設費のところで、もう既に排出量に合わせた按分はされているというふうに判断してよろしいわけですね。ありがとうございます。

(委員) 意見のほうは後ほどということにさせていただいて、質問につきましては、この処理原価につきまして、今回、この手数料は近隣の岡山市に追随ということですが、岡山市の処理コストは、負担率は処理コストの何%、または処理コストは幾らになっていますでしょうか。

(会長) 岡山市のコストを計算した根拠というか、運営費とか建設費がど

の程度であったかということが、もし分かりましたら。

(事務局) 今回はちょっと資料を持ち合わせてなくて、口頭で申し上げることは難しいんですが、山陽新聞に、岡山市の事業ごみの手数料の改定というところで、コストが幾ら、何%の負担割合でというのを書かれているのがありましたので、また皆様方に後ほど、ちょっとそういったもの、何月何日の新聞に載っておりますということをお知らせしたいと思います。準備不足ですみません。

(委員) 手数料の増に伴う排出事業者のほうの負担額というのは、こちら記載してあるんですけれども、逆に税金負担の減少というのは年額でどれぐらいになるのでしょうか。

(事務局) ちょっと計算ができてないので、すぐに示すというのは難しいですが、かかるコストを市民全員の人口で割れば出るものだと思います。1人当たりというのはまだ出しておりません。

(委員) 先ほどの関数が出てましたけど、あれと単価を掛けたら出ますかね。そういう考えでよろしいでしょうか。

(事務局) はい、それで考え方とすればそういう形になります。

(委員) 大規模事業者、排出事業者の例年の排出量というか、おおむね把握されていると思いますが、処理料金の改定によって、主な大規模事業者について、ここ大体年間どれぐらいのコストが上昇するかというのも、それぞれの業者に対して、いわゆる例として示すことはできるということですね。

(事務局) 先ほどの資料の13ページ、括弧で書いていますが、このスーパーマーケットであれば、年間22万円負担増となりますが、ごみが1トンにつき4,400円の負担増ですので、各大規模事業者でも、ごみの量の年間トン数が分かれば、どれだけ増えるかというのはすぐ計算できます。4,400円を掛ければ出るという形になります。

(委員) 値上げのことをやった経験があるので、事務局の皆さんのご苦労は大変よく分かります。ここで値上げをしたとしまして、長期的に、例えば何年ごとに見直すとか、10年後にやるとか、どういう

場合にもう一度改定するとか、そういった見通しを立てたほうがいいとは思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

(事務局) 事業ごみ手数料改定の変遷のところでも示していますが、基本的に、事務局としては5年に1回ぐらいは手数料の原価を計算しまして、見直しの必要性というのは検討する必要があると思っております。それが平成18年4月からは、14年間できていなかったということで、それまでは5年ごとにするというのは、当時のことは分かりませんが、改定しているようですので、少なくともそれぐらいのスパンでの見直しというのは必要だと考えております。

(会長) よろしいでしょうか。5年を考えられていると。これ、ごみが減量化すると、その分、建設費とかの負担が増えてきますので、減量化するほど、負担コストが増えていくという変な関係になりますので、定期的に見直さないといけないと思います。

(事務局) 基本的に、平成18年以降も5年ごとに処理手数料の適正化ということで、5年ごとに見直しはしていましたが、先ほどありましたように、建設費のコストについては、最近環境省というか、国のほうがそういう見解を出しましたので、それまではランニングコストの部分だけというような考えで、倉敷市のほうは処理手数料のほうを検討していたのが実際でありまして、今回初めて、建設費も含めたコストを考えるということになったという次第です。

(会長) それでは、ちょっとご提案があった改定案についてちょっとお聞きしたいんですが、先ほど、岡山市の改革に合わせて、料金改定に合わせて、倉敷市も考えていくという話がありました。これはよそからのごみの流入を防ぐためということですが、それであれば、岡山市はまず150円に上げて、それから180円に上げるという2段階の料金改定をしていきますが、倉敷市さんは158円という、180円に至るまでの途中のちょうど真ん中を設定されたというふうに説明されましたが、なぜ158円にされたのかという理由を教

えてください。

(事務局) まず、岡山市の現状なんですけど、岡山市は今現在の処理手数料が10キロ130円ということで、倉敷市と既に6円違うということで、岡山市は消費税分の改定をおそらくしていないと思いますが、そういう状況でありましたので、倉敷市が岡山市の後に改定する場合には、上げ幅を均等にして上げるほうがいいのではないかとということで、22円ずつ上げるという案を取っています。今現在が136円という端数が出ていますので、数字を丸めるということも必要性があるのかというところで、22円ずつの上げ幅ということで事務局案にしております。

(会長) 理由があるということですが、倉敷市が158円にすると、ごみが今度は岡山市のほうに行って、岡山市のほうが被害を受けるという話になります。そのような前提で考えていけば、そこら辺は問題がないでしょうか。

(事務局) そういった懸念はあるかと思います。しかし岡山市がこの4月から値上げするという状況もありますので、当然、そこからは1年以上遅れてしまうという状況もあるので、その分、取り返す意味でも、端数にはなりますが、22円ずつ上げる案がいいのではないかと、これはあくまでも事務局の暫定の案ですが、そういう形で示しております。

(会長) 何円ぐらいの差だったら、ごみがこっち行ったりあっち行ったり、したりしなかったり、そういう処理コストの微妙な差というのがあると思うんです。大きな金額だったら、安いほうに流れていくと思いますが、ある意味、小さな差であつたら、持っていくのもコストがかかりますから、そういう意味では、そこら辺はもう料金差はあまり影響しないとか、そんな差というのはありますでしょうか。例えば、158円で岡山が150円、8円の差ですが大きいんでしょうか。小さいんでしょうか。どうなんでしょう。排出者の方が一番そこら辺を気にされるということだと思いますが。

(委員) 今、会長が言われた話ですが、そもそも論で、倉敷市のごみは倉

敷市、岡山市は岡山市ですから、違法の話、仮定として答えたいと思いますが、流入云々というのはほんの多分一部の業者さんの話にはなってくると思います。そのあたりも、我々の協同組合にはそういう業者はいないというふうには思っていますけれども、倉敷、岡山両方の収集運搬許可の取得は可能です。しかしながら、車両に関しては、岡山市は岡山市のステッカーがありますし、倉敷市は黄色いラインを外周にまいているので、そういったものをわざわざ行ったり来たりというのは、よほど逆にコスト以前に許可取消しとか、そういう大きなリスクを抱えた動きになるので、個人的にはあまり流入、流出よりは、税金の負担を、コロナとかでいろんな追加のコストもかかっていると思うので、ごみを排出される側にご負担いただくというのが筋かなというのが1点。

それから、段階的な値上げというのが、ちょっといろいろと、個人的には1回で済ませて欲しいなというのはあります。ごみの業者のお客様、排出事業者様への請求ですが、ごみ処理費を含めた金額でご請求されている業者さんも多いというふうに聞いてます。そうすると、ごみの量を削減してもなかなかごみ収集、ごみ処理費には反映してもらえなくて一定額が取られてしまう。一方で、収集運搬費と処理費を別になっている業者というのは、こういった値上げによって、非常に事務的なコストがかかってきたり、お客様のご理解をいただくために動いたりとか、そういうことが2回、2年後にまたあるみたいな話よりは、そういった税金の使い道の件と、1回で済むのであれば1回で済ませて欲しいとは、個人的に思っております。

(委員) 今のことに関連して、今のお話、非常によく分かりまして、消費税の値上げのときに、暫定税率ということで2回あって、これ商工会議所のいろんな経営指導というのをやりましたが、1回で済むものが2回によって、非常に人手が取られるということで、事業者の皆さんも混乱したということがありますので、今の意見を聞いて、1回でやったほうがいいのではないかと思いました。それともう一

つ、ちょっと気になってるのが、事業ごみ手数料というのが、収集運搬料金とごみ処理手数料ということで形成されて、今、ごみ処理手数料の部分で改定するという案ですが、この部分がうまく排出業者に転嫁できるのかどうかということです。実態として、同額にしてくださいというようなことがあって、収集運搬料金の値引きをしないといけないというようなことにならないのかどうかということで、そのあたりは行政のほうから、少し予算を取って広報するとか、そういうことが必要ではないかなと思いますが、いかがですか。

(委員) 1回上げて、その2年後にもう一度ということであれば、時間的な余裕はかなり出ますので、広報というか、排出事業者様のご理解をいただいて、全部含めた料金のところはちょっと分からないんですけども、我々としたら、収集運搬費は例えば引き続きで、ごみ処理費の部分で今の重量ですとこのぐらいになりますと、そういうご案内は十分できると思いますので、期限を決めていただくと、スタート時期を決めていただいて一発で済むというのが理想になります。

(会長) 収集運搬料金とごみ処理手数料がきれいに分かれていたら、市のほうで上がった部分と、それから収集運搬の手数料がクリアに見えたら納得されるというか、分かりやすいですけど、そこを上げずに請求されてるところもあるのではないかと考えていて、そこら辺は、きちっと上げるという対策が必要だと思います。あと、収集運搬事業者のほうからしたら、いろいろ事務コストが増えるという、2回上げると事務コストが増えるということは非常によく分かりますが、ただ排出業者にとっては、急に金額がどんと上がってしまうということに対する不安というのがものすごくありますよね。それではやっていけないというような事業者さんも出てくるかもしれない。そういう意見のほうがかかり出るのではないか。そこで、岡山市さんも2段階、これ苦肉の策で2段階にされたという話を聞いてますので、なかなか1段階で急に180円に上げるというのは難し

いのではないかと思いますが、事務局のほうはいかがでしょう。

そこら辺のところの感触は。

(事務局) コロナの影響もちょっと、いつ終息するか分からないという、今までにない不確定な要素があって、事務局としても、この案を示すときにも、時期をどうするのかということと上げ幅、2段階かどうかというのも当然悩んだところではあります。まさに、その2段階にするかどうかというようなことも、それぞれの立場の方からご意見を聞かせていただいて、それを実際の案に反映させていきたいなと思っているところで、事業者側の立場のほうからのご意見いただけたらと思っているところです。

(会 長) 事業者からのご意見、何かございますでしょうか。事務局から、また引き続き回答があるということですので、どうぞ。

(事務局) 付け加えて申し上げさせていただきます。先ほど、事業ごみのごみ量が、12月で5%減少しているという事実はありますが、これはスーパー等の大量にごみを排出する事業所をもちろん含んでいますが、許可業者さん等からのお話をお伺いすると、小規模な飲食店は、もっと影響を受けていると。コロナの影響が激しいということで、かなり3割、4割減少しているようなところもあったりして、収集頻度も、もっと抑えてくれというような、許可業者さんも言われているところが多いように見受けられます。そういったことで、影響がいろんな事業者さんがいるというのは実際だと思います。

先ほど、排出事業者さんの話題がちょっと出ましたので、もう1点お知らせしますが、排出事業者さんの中には、自社から排出されるごみにはほとんど関心がないというような方もおられます。ごみ量の把握も含めて、収集運搬の許可業者さんのほうに任せているというような排出事業者さんがいるというのも事実ではありますが、いろんな業者さんがいるといったところは、付け加えてお知らせしたいと思います。

(委 員) それでは、私ども繊維の業界でございますけれども、当然、今のお話については、料金の改定ということは、業界としても必要

な負担はすべきというふうに考えております。行政に対しましては、処理原価について低減できるような工夫のほうをぜひお願いできればというふうに考えております。その中で、繊維の業界としましても、持続可能な社会ということを目指して取り組んでおりますので、当然、事業ごみの排出量のほうを減少していくということは必要なことだというふうに考えていますが、ただ急激な手数料の増加ということでございますので、一般論で申し上げると、できればここは段階的な上昇というところで、猶予期間を設けていただきたいということが希望でございます。これに対して、段階的には2段階で上げるのか、それともどこかの段階で一度に上げるのか、その代わり猶予期間をしっかりと持つてということについては、考えられることかと思えます。

1つ、併せて意見といいますか、考え方を述べさせていただきたいのですが、今回、近隣の岡山市の手数料に追随してというふうに見えてしまうところがございます。これに対して、処理コストに対して83%の負担ということではありますが、これはどちらがより優先されるべきか。100%が正しいということなんです、それに対して、約8割の負担というのが妥当ということなのか。といいますのは、先ほど、岡山市の処理コストの質問をさせていただきましたが、今後、岡山市がどのような方向に行かれるのか、それに今後も追随していくのか。処理コストの100%を超えた手数料ということもあり得るのか。そのあたりを念のために確認だけさせていただければと思いました。

(会 長) 180円に上げた、その後の将来の見通しというか、そこまでを示していただきたいというようなご意見と思いました。基準をどこに取るのか。隣の市がそうしてるからということで、それに追従するというようなことなのか、それと80数%の負担というのが妥当だとして、そこに処理価格を持つていくのか。そこら辺の判断は難しいところだと思いますが。

(事務局) 資料の11ページに書いてあることで、また繰り返しなんですけ

ども、国のほうでは、廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいということが、これが大前提にあるかと思います。先ほどのご指摘の視点も非常に重要なところで、最終的なゴールを、市として事業者負担を100%にするのか、それとも80何%あたりで落ち着いたほうがいいのかというところも考えていけないといけないことだと思います。それから、令和7年には新ごみ処理施設の建設というのも、倉敷市のほうでは進んでおりますので、そういったところで、またごみ処理の原価が大幅に変わるのか変わらないのかといったところも注視しながら、この事業者負担の在り方自体、何割が適正なのかということは内部で検討していきたいと思っています。

(会長) 今後、焼却施設の建設になって、建設費が上がり、100%負担でいくと、ものすごく高くなって、事業者さんが大変だという話も出てくると思います。ただ今この段階で決めれるものではないので、少なくとも近い将来、この処理原価をどこかに定めないといけない。処理原価というか料金です。まず目標として180円に設定するというところは、私は妥当ではないかと。それ以降については、料金の見直しということ、やはりこの会議等で議論して、適正な価格というのはどういうものかと。そのところは継続して議論しなければいけないということしか、今の段階では言えないのではないかと思います。いかがでしょうか。それと、今ご意見にありました2段階に上げるということがいいのか、それとも1段階でいいので時間の猶予を見て欲しいという、そういう意見もあるわけですね。そこら辺のどこ、いかがでしょうか。それから、コロナのことを配慮して決めるという話と、先ほど事務局が言われた、中小企業様への補助というのは、これはまた別の話だということも言えないことはないんですが、それは現実的にそれでやっていけるのかという話もあると思います。もう少し議論を深めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) いろいろとお話伺っているうちに、やはり排出業者の規模、大き

なスーパーと、やっぱり個人事業主ありますので、これはちょっと倉敷市ではないのですが、ほかの市にいたときに見かけたことですが、個人事業主の方が、一般ごみのほうに事業ごみを出してしまうことです。恐らく、これ事業ごみの額を上げると、個人事業主の方が一般ごみのほうに出してしまって意味がなくなってしまうといったら変ですが、目的とするものとは違うほうへ行ってしまう可能性が1つあるんじゃないかというふうに、ちょっと懸念がありました。先ほど会長が言われたように、コロナのこともございますので、個人事業主は少しでもコストを下げたいというふうに動くと思いますから、その辺のことも少し考えられたほうがいいとは1つ思っています。それから、もう一件なんですけど、隣接するところとしては、岡山市のことはよく話に出てきますが、総社市が100円という数で出されていて、近隣の市との関係で、何かその辺のことも考えてらっしゃるのかもちょっと聞かせていただければというふうに思います。

(会長) 事務局、いかがでしょうか。2点ございましたが、現在でも事業系ごみが一般ごみの中に入ってるというのはあるんですけど、そこもモラルの問題でしか、なかなか厳しくそれを規制するわけにもいきません。実際、入ってきてます。これを指導によって、ちゃんと排出してもらわないといけないということですよね。そういうのが増えてきてしまうという、もっともなご意見なんですけど、それに対してどのように対応されるでしょうか。

(事務局) 1年前の審議会で、ある委員の方も、岡山市のほうで従業員にごみを持って帰るように指示して、その従業員は自分が普段使っているごみステーションに出してるというのを聞いたことがあるという話もありまして、その事業ごみは事業の収集運搬許可業者に引き渡すというのが原則になって、家庭ごみは家庭から出たごみというところが原則になりますので、そのルールについてはそういった懸念があります。広報紙等でもしっかり啓発していきたいなと思っております。倉敷市の家庭ごみの出し方には少し書いていますが、

そのあたりをもう少し強調して、次の改定の際には、「事業で出たごみはごみステーションには出せません」というのは、徹底していきたいと思っております。それから、総社市の料金改定ですけれども、総社市も一部事務組合ができてから、一度も料金改定をしてないということを聞いています。今後、料金の改定についていろいろ考えていくという情報は聞いておりますので、総社市も100円のままではないという状況だと思われます。

(会 長) 経済的インセンティブに基づく事業ごみの減量化という、その裏には、やっぱりいかに事業者がごみを減らせるかという、そのいろんな知恵とか、いろんな技術とか、そういうものも同時に、事業者さんにいろいろ情報を与えて、ごみを減らしていくという努力をしてもらわないと、本来の意味がないわけです。料金の改定だけで、それで減量化がうまくできるか、今おっしゃったように、事業系ごみが一般ごみのほうへ逃げていくというだけになってしまうという懸念が出てきますから、やはり減量化をどのように進めるかということも、同時に併せて考えていかないといけないということだと思います。それこそ、シミュレーションみたいなことが簡単にできて、何%減らしたらどれだけ支払い料金も変わるかとか、そういう努力によってコストが上がる分を相殺できるよというところを示せるような、そういう工夫とか、何とかしないと、単に料金を上げるだけでは駄目だということだと思います。ほかにご意見ございませんでしょうか。それぞれの団体の代表で来られてる委員の方いらっしゃると思うんですけど。料金の改定について何かぜひ発言したいという方いらっしゃいませんか。どのような意見でも結構ですので、何か小規模事業者さんの排出、事業ごみの処理の抱えられてる問題とか、なんでもいいんですが。何かご経験とか、そういう知見とかございませんでしょうか。

(委 員) ごみの減量化ですが、岡山市が180円、最終的にすることで、50円も上がったら困るという意見も耳に入りますが、私の主人は岡山市で働いています。岡山市は公営競技がなく、倉敷市はボート

があるので、税金が入ってくると思いますが、これで、倉敷市も同じように岡山市と180円にしないと、最終的にしないといけないのかなと疑問に思います。それとスーパーですが、以前に児島でスーパーへ勤めておりまして、いろいろなスーパーがありますが、閉店時間によって、弁当とか惣菜などに割引のシールを貼ってくれる時間帯が様々になっています。だから、18時頃になったら、スーパーへ行って、ごみ減量のために、半額シールを貼ってある弁当や総菜など買っています。スーパーによって閉店時間が違うので割引シールを貼るのが遅い店もあります。だから、ちょっと5分ぐらい早めに半額シールを貼るように指導してはどうかと。そうしないと、余り余っています。前スーパーへ勤めていたので、裏ではほんとうに大量廃棄してた経験がありまして、そこもちょっと指導というか、難しいとは思いますが。

(会長) 商工会議所のほうで、ごみの、販売の仕方とか、ごみをなるべく出さないような賢い販売の仕方とか、何かそういう指導をするというのはできないものでしょうか。

(委員) 我々には権限が何もありませんので、指導というやり方では難しいと思います。研修とかセミナーとか、そういった形でやることはできないことはないかと思います。それとちょっとついでになんですが、1段階にやるのか2段階でやるのかという話があって、排出業者さんへも配慮して、2段階にしたほうがいいのではないかということがあると今おっしゃられてましたが、でも企業とか店舗の運営に当たって、ごみ処理料の占めるコストの割合がどれだけあるかといったら、それが多分、されてる側からしたら面白くないと思います。経営を左右するほどのボリュームはないのではないかと。その部分を、今こういう時代ですので、先ほど会長もおっしゃられましたが、ごみの減量化が目的ですから、減量化の取組をすることによって、コストアップを抑えるという方向に持っていったほうが、私はいいのではないかと。それともう一つ、個人事業者の方にとか、いろんな事業者の規模の問題があると思いますが、これからの時代

は、事業者も利益を追求するだけではなくて、社会的役割を果たして初めて存在意義があるんじゃないかと、我々のほうも考えますので、ここは思い切って、1段階でやって、その部分を広報なりとか、啓発なりとかやる方向にして、岡山市に追随する必要はないと考えております。以上です。

(会長) 岡山市に追随する必要はなのでないかと。それよりも、ごみの減量化ということもやりながら、排出の負担を減らすというようなことがいいのではないかと、そういうご意見でよろしいですか。1回にするのか2回にするのかということについては、排出者の方々の多くに、一度、アンケートというか、意見をオープンに聞いたほうがいいのではないかと実際は思っていますが、1回にせよ、2回にせよ、ごみを減らすための指導というのをきちっとやるべきだということだと思います。今のおっしゃるご意見に非常に賛成しています。特に、時間の猶予を持たずということであれば、その猶予期間中に、これから料金が上がりますが、あなたの会社ではごみをこういうふうに減らしていけば負担はそれほど上がりませんというような形で持っていけないといけないのではないかと。そのための研修をやったりすると。あるいは、シミュレーションをやってみたりするというようなサービスをきちっとした上で、料金を上げていくというのがよろしいのではないのでしょうかということで、私はそういうふうに思っています。

もう時間が16時になりましたので、今回のご意見、いろいろお聞きしましたが、整理すると、市としてのご意見は、岡山市に合わせる、それからちょうど中間に価格を設定して、そこにワンクッション置いてから180円という形にすると。その180円というのが、岡山市がやってるからということで、本当にそれでいいのかという話が質問で出ました。本来、何%を負担するのがいいのかと。環境省のほうは100%負担というふうに言っていますが、100%負担というのは本当に負担して大丈夫なのか。ご意見の中で、事業者がごみに対して負担する金額というのはそんなに多くないと

いうご意見もありました。本当にそうなのか、私はちょっと分かりません。事業者の方の中には非常にきついという方もいらっしゃると思います。そこら辺もちょっと我々にとっては、そこら辺のところが感覚がよく分からないので、段階的にやったほうがいいのか、それとも1回でやったほうがいいのかというのは、やはり事業者様のいろんなご意見というのをちゃんと収集したほうがいいのではないかと、私は思います。あと、委員さんのほうからは、金額の多少の差というのはあまり影響しないと。わざわざ隣の市に持っていくということはルール違反でもありますし、それほどないだろうという話がございました。ただ、許可業者さんのほうとしては、2段階で価格を上げていくと、そのためのいろんな事務的な費用というのがかかるので、できれば1段階のほうが良いというようなご意見もありました。あと、金額を上げるだけでは、事業系ごみが、家庭ごみのほうに流れていってしまっただけで、減量化よりも家庭ごみを増やすだけで、そちらに期待した効果ではなく、悪い方向に進んでしまうというような話もございました。そこは十分考えていかないといけないと思います。あと、ご意見であったのは、食品ロスを減らすということで、事業者さんもおみを減らすというところはもう少し工夫ができるんじゃないかと。見切りするために、ディスカウントを早めに設定するというのも、それも一つのアイデアだということもありました。そういういろんなアイデアを試みて、ごみの排出量を減らしていくという、そういうことは推奨されるべきことだというふうに思います。ちょっと私の記憶で不十分かもしれませんが、そのような意見が出たということで、本日は有意義な議論ができたと思います。

本日の審議会は時間が来ましたので、これで終了したいと思います。手数料改定案につきまして、様々な立場からのご意見をいただきました。本日のご意見を集約して、次回は審議会からの結論、答申をまとめたいと思いますので、委員の皆様方には、忌憚ないご意見を、まだご意見ありましたら、事務局のほうにご意見を伝えてい

ただけたらというふうに思います。それでは、以上で本日の議題については終了いたしました。事務局へマイクをお返しします。

3 その他

(事務局) 一般廃棄物の処理の基本計画改定につきましては、後日いただきます答申を尊重いたしまして改定を進めてまいります。ご審議大変ありがとうございました。また、事業ごみの手数料の改定につきましては、5月上旬ぐらいには審議会を開催させていただいて、再度審議する予定としておりますので、また詳細なご案内は後日連絡させていただきます。本日、委員から質問のありました件の岡山市の状況については、新聞のほうで情報が出ておりますので、整理をして、皆様方に情報発信させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。会長には、スムーズな議事進行をいただきましてありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、環境リサイクル局長三宅よりごあいさつ申し上げます。

4 閉 会

環境リサイクル局長あいさつ

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和3年 2月25日

会長

藤原 健史

委員

村上 津詞子

委員

中村 幸利